

(平成25年12月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

私は、国民年金に任意加入して定額保険料を納付し、途中からは付加保険料も納付していた。老齢基礎年金の受給時期を迎え、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、私は任意加入していた期間の保険料は、完全に納付したと自信を持っているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人については、昭和49年9月頃に国民年金に任意加入し、定額保険料の納付が開始されており、その後、50年7月に付加保険料の納付も開始されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付することが可能であった。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間前後の定額保険料及び付加保険料は現年度保険料として納付されていたものとみられるところ、申立人は、申立期間の前後を通じて住所地の変更及び夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化はみられないことから、国民年金保険料の納付意識の高かった申立人が、9か月と短期間である申立期間の定額保険料及び付加保険料のみを未納としているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、国民年金保険料の未納がある者は、区役所に行くとは遡って納付することができるというので、区役所へ行って夫婦二人分の未納であった保険料を納付する手続をした。一度に納付することもできたが、納付する金額が多かったのと、区役所の方がみんな分割して納付していると教えてくれたので、私も分割して遡って夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその夫の加入手続は、いずれもこの頃に行われ、国民年金制度が発足した36年4月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。この加入手続が行われた時期は、第3回特例納付制度（53年7月から55年6月まで）の開始当初であるため、申立人及びその夫は、加入手続後の約2年の期間を利用して、申立期間の国民年金保険料を特例納付保険料として分割納付することが可能であった。

また、オンライン記録によると、申立期間前の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については納付済みとされているところ、上述の加入手続時期（53年7月頃）を勘案すると、当該申立期間前の保険料は、申立人の主張のとおり、特例納付保険料として納付されたものと推認できるほか、加入手続後の保険料は未納無く納付され、申立期間以外に保険料の未納は無いことから、加入手続後の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人と同時に加入手続が行われていた夫は、老齢年金等の受給資

格を得るためには、加入手続後に最低でも 156 か月の国民年金保険料を納付する必要があったところ、夫については国民年金加入期間の 206 か月の保険料が全て納付されており、受給資格を得ることを目的とするのみならず、年金受給金額の増額に努めていたことがうかがえる。このため、一緒に保険料を納付したとする申立人についても、夫と同様に国民年金加入期間の全ての保険料を納付するために、申立期間の保険料を特例納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月15日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月

A事業所（現在は、B法人）に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与について、年金記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された申立人に係る平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び複数の同僚から提出された申立期間に係る給料明細書（賞与月分）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、B法人の回答から、平成16年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B法人の事業主が、「A事業所の当時の事業主であった父親は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったと思う。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和34年2月に入社し、56年7月に退職するまで継続して勤務していたが、同社B支店から同社本社に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月間空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された社員台帳により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年3月21日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年4月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8172

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和24年3月28日、資格喪失日は25年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月28日から25年1月1日まで

私は、昭和24年3月にA社に入社し、同年12月末日に、大学受験のために退職した。しかし、年金記録を確認したところ、日本年金機構から「昭和24年3月に厚生年金保険の資格を取得している記録はあるが、資格喪失日が不明」との回答をもらった。

私が、昭和24年12月末日まで勤務したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A社において昭和24年3月28日に被保険者資格の取得及び同年5月1日に法改正による標準報酬月額の改定の記録が確認できるものの、資格喪失日が記載されていない。

しかし、A社の複数の同僚は、「A社では、毎年12月の仕事納めの日にB商工会議所のC氏が挨拶を行うことが恒例であった。」と証言しているところ、申立人も「昭和24年12月の仕事納めの時にC氏が挨拶したことを記憶している。」と述べていることから、申立人は、昭和24年12月末日までA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は書き換えられているが、書換え前（昭和23年8月の月額変更の記録まで）と書換え後（25年2月の被保険者資格喪失からの記録）の被保険者名簿の間には、記録の欠落している期間が確認できる上、書換え後の被保険者名簿の健康保険番号には多くの欠番が確

認できるところ、申立人の被保険者資格取得日から申立人の健康保険番号と推認できる番号も欠番となっており、当該被保険者名簿に申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、当該被保険者名簿には、同一の健康保険番号が二人の被保険者に付番されている状況も確認でき、社会保険事務所（当時）の記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

加えて、申立人は、「大学を受験するため、昭和24年12月末日にA社を退職した。」としているところ、D大学の在学期間証明書により、申立人が昭和25年4月に同大学に入学していることが確認でき、申立人の主張に不自然な点は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和24年3月28日、喪失日は25年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録から、4,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、当該期間に継続して勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人は同社の子会社であるA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の記録におけるB社の資格取得日が昭和51年11月1日と記載されていること、及び同社が、「当時の資料は残っていないが、申立人は昭和51年11月1日からB社に在籍していたと考えられる。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年9月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生

年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和24年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月31日から25年2月1日まで

私は、昭和24年8月31日にグループ会社のC社から、A社B工場に戻り、引き続き勤務した。その間に空白期間があるのは納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された人事関係資料、雇用保険の記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社のグループ会社であるC社及びA社に継続して勤務し（C社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及びC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人によれば、同社は昭和24年8月31日に事業を停止したとしていること、及び同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者台帳の昭和25年2月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3655

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年4月まで

昭和39年10月頃、国民健康保険に加入した人は、国民年金にも加入することになっているとA市B区役所職員の集金人に言われて国民年金の加入手続をした。その後、自宅に来た中年の女性の集金人に、毎月100円の国民年金保険料を納付しており、その際に国民年金手帳に領収印を押してもらっていたことを覚えている。また、42年からは200円の保険料を納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月頃に国民年金加入手続を行い、その後、集金人に国民年金保険料を納付したとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区において43年5月21日に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて加入手続が行われ、この加入手続の際に、夫婦共に国民年金の資格取得日を夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとされる同年5月1日（夫の国民年金の資格取得日は、後に、年金記録整理のため同年6月22日に訂正）とする事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、申立人は、国民年金への加入手続を行ったきっかけとして、集金人から、国民健康保険加入者は国民年金に加入する必要があると説明を受けたことを挙げている。しかしながら、夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間のうち、昭和41年5月から同年9月までの期間及び42年4月を

除く期間は、申立人は夫の被扶養者として政府管掌健康保険（当時）に加入していたことが確認でき、申立人が国民年金に加入したとする 39 年 10 月当時は国民健康保険の加入対象者ではなかったことから、申立人の国民年金加入時期についての記憶が明確でないことがうかがえる。

さらに、前述のとおり、申立期間のうち、昭和 41 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 42 年 4 月を除く期間については、夫が厚生年金保険被保険者とされていた期間であることが確認できることから、申立人は当該期間において国民年金任意加入対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間のうち、昭和 41 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 42 年 4 月については、夫は政府管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者でないことから、申立人及びその夫は国民健康保険及び国民年金の加入対象者となるが、仮に当該期間において申立人が国民年金被保険者であったとすると、申立人は、41 年 5 月に国民年金の強制加入手続、同年 10 月に任意加入手続、42 年 4 月に強制加入手続及び同年 5 月に任意加入手続を行う必要があったが、申立人はこれらの手続をした記憶は無いとしている上、当該期間は夫も国民年金に未加入であることから、当該期間についても、申立人が国民年金被保険者であったとまでは推認することはできない。

このほか、国民年金被保険者台帳、オンライン記録及び A 市の国民年金保険料検認状況一覧票によると、申立人の国民年金の資格取得日が昭和 43 年 5 月 1 日と共に一致している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（富山）国民年金 事案 3656（富山国民年金事案 120 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年9月まで

平成16年4月、A市役所で年金記録を調べてもらったところ、14年4月から7年分の国民年金保険料を納付すれば、年金を受け取ることができるとの説明を受けたので、3年分の納付書の発行をお願いした。その際、担当者から、納付順序を誤ると保険料を納付できなくなる可能性があるので、必ず納期限順に納付するように言われた。

その後受け取った納付書により、平成16年5月頃から17年3月まではB銀行C支店で、また、同年4月以降はD銀行E支店で、それぞれ納期限順に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、14年10月から15年9月までの保険料が未納とされていることから申立てをしたところ、21年10月7日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料は無いが、社会保険事務所（当時）の職員が申立期間の国民年金保険料を納付した記録を削除したと思うので、再度調査・審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 年金記録確認富山地方第三者委員会（当時）が、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関から社会保険庁（当時）に送付された申立期間に係る国民年金保険料領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）のうち、B銀行領収分については、平成16年10月、同年11月、17年2月分を、D銀行領収分については、同年9月分を全件調査したところ、申立人に係る領収済通知書は無く、申立人が納付したとする二つの金融機関が、いずれも領収済通知書を社会保険庁へ送付しないことも考え難いこと、ii) 申立人は、納期限順に国民年金保険料を納付したと

しているが、オンライン記録では、同年5月から18年3月までの保険料を17年5月24日に納付する一方、当該期間より納期限が早い申立期間直後の15年10月から16年1月までの保険料を17年11月14日に納付していることが確認できるなど、申立人が、申立期間について、納期限順に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会の決定に基づく21年10月7日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てに際して、申立人は、新たな資料は無いが、社会保険事務所の職員が申立期間の国民年金保険料を納付した記録を削除したと主張している。しかしながら、日本年金機構F事務センターによると、納付記録の削除等を行った場合は、納付記録変更履歴に必ず記録が残るとしているところ、オンライン記録において申立期間の保険料に係る削除等があった形跡は確認できない。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認富山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間の保険料が納付されていたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3657

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私たち夫婦は、A市役所の人から国民年金の加入は国民の義務と言われたので、昭和41年又は42年頃に、私が同市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、同時にそれまでの未納分の国民年金保険料6万円から7万円ぐらいをまとめて納付した。それ以降の保険料は妻が毎月、金融機関で納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及び申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の取得状況によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月頃にA市において夫婦連番で払い出されており、この頃に申立人夫婦の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を遡って36年4月1日（妻については、平成21年5月20日付けで昭和35年10月1日に訂正）とする事務処理が行われたものとみられる。

なお、妻については、オンライン記録及びB村の国民年金被保険者名簿によると、昭和35年11月頃に同村において婚姻前の旧姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年10月1日を資格取得日とし、37年7月1日を資格喪失日として被保険者資格が記録されている。この国民年金手帳記号番号に基づく36年4月から37年6月までの国民年金保険料納付記録は、平成21年5月21日付けで昭和50年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号の納付記録に統合されている。

また、申立人夫婦は、申立人が昭和41年又は42年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、前述の申立人夫婦の国民年金加入手続きを行った時期（50年5月頃）を基準とすると、申

立人夫婦は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、夫婦共に41年又は42年頃にそれまでの未納分の保険料を過年度保険料として納付することはできず、その後の申立期間に係る保険料についても、毎月、現年度保険料として納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人夫婦は、申立人が国民年金加入手続を行った際に、夫婦二人の未納分の国民年金保険料6万円から7万円ぐらゐを納付したとしているところ、前述の申立人夫婦の国民年金加入手続を行った時期（昭和50年5月頃）は、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）であり、申立期間①の保険料は特例納付保険料として、申立期間②の保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。しかしながら、申立期間①を含む特例納付保険料として納付することが可能であった期間（36年4月から48年3月まで）及び申立期間②を含む過年度保険料として納付することが可能であった期間（同年4月から50年3月まで）の夫婦二人分の保険料合計額は29万7,300円であり、申立人夫婦の主張と大きく相違している。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、第2回特例納付により、申立人は昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料（48か月分、4万3,200円）、妻は36年4月から37年3月までの保険料（12か月分、1万800円、B村で払い出された国民年金手帳記号番号による納付記録が平成21年5月に確認されたため、昭和37年7月から38年6月までの期間に訂正）を納付し、過年度保険料として、夫婦共に48年4月から49年3月までの保険料（12か月分、二人分で1万5,300円）を納付していることが確認できる。これは、前述の国民年金加入手続時期（50年5月頃）において、申立人は39歳、妻は37歳であり、60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合の保険料納付月数は、申立人は246か月、妻は277か月となり、老齢年金等の受給資格期間（保険料納付月数等が合計で300か月必要）を満たすことができなかったことから、受給権確保することを考慮に入れて、当該期間の保険料を特例納付保険料及び過年度保険料として納付したことがうかがえる上、納付が確認されている前述の夫婦二人分の特例納付保険料及び過年度保険料の合計額は6万9,300円であり、申立人夫婦が主張する金額とほぼ合致している。

その上、国民年金被保険者台帳において、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は確認できず、オンライン記録との食い違いは無く、これら記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人夫婦に対して前述の国民年金手帳記号番号以外には国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私たち夫婦は、A市役所の人から国民年金の加入は国民の義務と言われたので、昭和41年又は42年頃に、夫が同市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、同時にそれまでの未納分の国民年金保険料6万円から7万円ぐらいをまとめて納付した。それ以降の保険料は私が毎月、金融機関で納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及び申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の取得状況によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月頃にA市において夫婦連番で払い出されており、この頃に申立人夫婦の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を遡って36年4月1日（申立人については、平成21年5月20日付けで昭和35年10月1日に訂正）とする事務処理が行われたものとみられる。

なお、申立人については、オンライン記録及びB村の国民年金被保険者名簿によると、昭和35年11月頃に同村において婚姻前の旧姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年10月1日を資格取得日とし、37年7月1日を資格喪失日として被保険者資格が記録されている。この国民年金手帳記号番号に基づく36年4月から37年6月までの国民年金保険料納付記録は、平成21年5月21日付けで昭和50年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号の納付記録に統合されている。

また、申立人夫婦は、夫が昭和41年又は42年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、前述の申立人夫婦の国民年金加入手続きを行った時期（50年5月頃）を基準とすると、申立人

夫婦は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、夫婦共に41年又は42年頃にそれまでの未納分の保険料を過年度保険料として納付することはできず、その後の申立期間に係る保険料についても、毎月、現年度保険料として納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人夫婦は、夫が国民年金加入手続を行った際に、夫婦二人の未納分の国民年金保険料6万円から7万円ぐらゐを納付したとしているところ、前述の申立人夫婦の国民年金加入手続を行った時期（昭和50年5月頃）は、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）であり、申立期間①の保険料は特例納付保険料として、申立期間②の保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。しかしながら、申立期間①を含む特例納付保険料として納付することが可能であった期間（36年4月から48年3月まで）及び申立期間②を含む過年度保険料として納付することが可能であった期間（同年4月から50年3月まで）の夫婦二人分の保険料合計額は29万7,300円であり、申立人夫婦の主張と大きく相違している。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、第2回特例納付により、夫は昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料（48か月分、4万3,200円）、申立人は36年4月から37年3月までの保険料（12か月分、1万800円）、B村で払い出された国民年金手帳記号番号による納付記録が平成21年5月に確認されたため、昭和37年7月から38年6月までの期間に訂正）を納付し、過年度保険料として、夫婦共に48年4月から49年3月までの保険料（12か月分、二人分で1万5,300円）を納付していることが確認できる。これは、前述の国民年金加入手続時期（50年5月頃）において、夫は39歳、申立人は37歳であり、60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合の保険料納付月数は、夫は246か月、申立人は277か月となり、老齢年金等の受給資格期間（保険料納付月数等が合計で300か月必要）を満たすことができなかったことから、受給権確保することを考慮に入れて、当該期間の保険料を特例納付保険料及び過年度保険料として納付したことがうかがえる上、納付が確認されている前述の夫婦二人分の特例納付保険料及び過年度保険料の合計額は6万9,300円であり、申立人夫婦が主張する金額とほぼ合致している。

その上、国民年金被保険者台帳において、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は確認できず、オンライン記録との食い違いは無く、これら記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人夫婦に対して前述の国民年金手帳記号番号以外には国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から34年8月1日まで
申立期間について、厚生年金保険料を納めていたにもかかわらず、記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できることから、申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は昭和60年8月*日に解散し、同社の申立期間当時の事業主である申立人の父は既に他界しており、申立人は、「当時は社会保険を担当しておらず、事業主である父が行っていたと思う。当時の資料も残っていない。」と述べている上、申立期間に同社において被保険者記録が確認できる同僚は、連絡先が不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及びその父母の3人が同時に、昭和33年9月1日に被保険者資格を喪失し、34年8月1日に再度取得しており、申立人の父母についても、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる上、当該資格喪失及び再取得の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 12 日から同年 7 月 11 日まで

私は、昭和 30 年 5 月 11 日に A 社の面接を受け、翌日から同社 B 支店で本格的に働き始めたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の在籍証明書により、申立人が昭和 30 年 5 月 16 日から臨時社員として、同社 B 支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社から提出された社報には、健康保険及び厚生年金保険の取扱いについて、「臨時社員として雇用した者は、雇用開始から 2 か月間は無資格期間とするが、雇用後 2 か月を経た者については、組合管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者として資格取得手続を行う。」旨記載されているところ、申立人は、上述のとおり臨時社員として雇用されていたことが確認できる。

また、申立人と同月の昭和 30 年 7 月に A 社 B 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚について、同社が「人事記録によると、昭和 30 年 5 月から臨時社員として B 支店に勤務していた。」と回答していることから判断すると、同社では臨時社員について、入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 31 日から 39 年 5 月まで

A事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和25年5月31日資格喪失となっており、申立期間について、被保険者記録が無い。

しかし、A事業所において、昭和25年5月には退職しておらず、39年5月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において、昭和39年5月まで継続して勤務しており、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が違うとして申し立てている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている申立人の同事業所における資格喪失日は、いずれも昭和25年5月31日であり、訂正された形跡は無い上、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によれば、同事業所は、申立人の資格喪失日と同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、その後、申立期間に同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A事業所に係る被保険者名簿において、申立人と同日の昭和25年5月31日に資格喪失している同僚9人について、被保険者記録を確認したところ、4人については、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、残る5人については、27年4月以降に同事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれの者にも同事業所に係る被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人の証言するA事業所の事業主は既に他界している上、前述の昭和25年5月31日に資格喪失している同僚9人についても、他界又は連絡先が不明であることから証言を得ることができず、申立人の申立期間当時の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和36年4月から39年5月までについて、申立人は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 49 年 3 月 1 日となっているが、前職を辞めてから 1 週間もたたないうちに同社に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の賃金台帳や人事記録等の書類は無く、申立人の勤務実態等の詳細は不明。」と回答している上、申立期間当時のA社の事業主及び社会保険事務担当者はいずれも既に他界していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚に聴取したが、申立人の申立期間に係るA社における勤務について証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和49年3月1日に資格を取得していることが確認できるところ、この記録は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社で昭和 36 年 1 月から同年 10 月まで働いた。高校を卒業してから遊んでいる期間は無く、全期間働いていた。途中で記録が無いのは納得がいかない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務内容を詳細に記憶しており、その内容が複数の同僚の証言内容と符合していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社は、昭和54年 8 月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び担当取締役は既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については確認できない。

また、申立期間に記録のある複数の同僚に確認したが、申立人を記憶している者はいない上、申立人も申立期間当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態に関する証言を得ることができなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 5 日から 34 年 11 月 26 日まで
知人からの勧めで、A社B工場に入社し、臨時工として、働いていた。働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B工場の当時の社会保険事務担当者は、「臨時工から正社員に採用された時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、同社B工場において、申立期間に厚生年金保険の記録がある複数の同僚は、「臨時工で入社したが、臨時工として勤務していた期間は厚生年金保険被保険者記録が無く、正社員に採用されてから、同資格を取得している。」と証言していることから、申立期間当時、同社B工場では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は、「B工場は既に閉鎖しており、従業員に係る人事記録及び給与台帳等は残存せず、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。」と回答している。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 2 日から同年 8 月 25 日まで
② 昭和 34 年 8 月 19 日から 41 年 2 月 20 日まで

脱退手当金の制度については知っていたが、将来、年金として受給するために脱退手当金は受給しなかった。また、A社B工場を退職後、すぐに引っ越ししたため、C社会保険事務所（当時）には行っていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、A社B工場を退職した約1か月半後の昭和41年4月4日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年6月13日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。